平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第二号 の安定確保に関する法律施行規則 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住

齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次 を実施するため、国土交通省・厚生労働省関係高 政令第二百五十号)の規定に基づき、並びに同法 居住の安定確保に関する法律施行令(平成十三年 法律(平成十三年法律第二十六号)及び高齢者の を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号) のように定める。 施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部

(高齢者居宅生活支援事業に該当することとな

土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次行令(以下「令」という。)第一条第五号の国第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施 に掲げるものとする。

食事の提供に関する事業

サービス(以下単に「状況把握サービス」と下「法」という。)第五条第一項の状況把握 いう。)を提供する事業 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以 調理、洗濯、掃除等の家事に関する事業

単に「生活相談サービス」という。)を提供 法第五条第一項の生活相談サービス(以下 心身の健康の維持及び増進に関する事業

社会との交流の促進に関する事業

(住民の意見を反映させるために必要な措置) 日常生活上必要なサービスの手配に関する

第二条 法第四条第六項(法第四条の二第三項に おいて準用する場合を含む。)の国土交通省 より住民に周知する方法とする。 ットの利用、印刷物の配布その他適切な手段に 住民の意見の提出に必要な事項を、インターネ 民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他居住安定確保計画)の案及び当該案に対する住 おいて準用する場合にあっては、市町村高齢者 齢者居住安定確保計画(法第四条の二第三項に 令・厚生労働省令で定める方法は、都道府県高

(年齢その他の要件)

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労 働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以 三号)第十九条第一項に規定する要介護認定 の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十

当する者を含む。)であって、次に掲げる要件 条第二項に規定する要支援認定(以下単に「要 件を別に定めた場合においては、当該要件に該 規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサ 大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通 号)第十七条の七第一項に規定する認定市町村 の者(地域再生法(平成十七年法律第二十四 支援認定」という。)を受けている六十歳未満 (以下単に「要介護認定」という。) 若しくは同 ービス付き高齢者向け住宅の入居者について要 該計画に記載された同法第五条第四項第十号に が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生 いずれかに該当する者であることとする。

上の親族(配偶者を除く。以下この号におい含む。以下この号において同じ。)、六十歳以 り当該入居者と同居させることが必要である 気にかかっていることその他特別の事情によ 受けている六十歳未満の親族又は入居者が病 と都道府県知事が認める者であること。 て同じ。)、要介護認定若しくは要支援認定を ないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを 同居する者が配偶者(婚姻の届出をしてい 同居する者がない者であること。

(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請

|第四条 法第六条第一項の申請書の様式は、 様式第一号とする。

別記

(高齢者生活支援サービス)

第五条 法第六条第一項第十号の国土交通省令・ ために必要な福祉サービスは、次に掲げるもの 厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営む

状況把握サービス

生活相談サービス

三 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサ

五四 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサ 食事の提供に関するサービス

六 心身の健康の維持及び増進に関するサ

(登録申請書の記載事項)

|第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省 令・厚生労働省令で定める事項は、 ものとする。 次に掲 げる

サービス付き高齢者向け住宅の名称

定登録機関」と読み替えるものとする。

前項

単に「入居契約」という。)の形態 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢 法第六条第一項第十二号の入居契約

议

の施設又はこれらの存する土地(以下「サー 者生活支援サービスの提供の用に供するため する権利の種別及び内容 ビス付き高齢者向け住宅等」という。)に関

齢者生活支援サービスの提供を委託により他 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高 約に係る事項 業者の商号、名称又は氏名、住所及び委託契 の事業者に行わせる場合にあっては、当該事

基準に適合することを誓約する旨 法第七条第一項第六号及び第七号に掲げる

八 t 繕に関する計画 サービス付き高齢者向け住宅の維持及び修

第五十二条第一項の認可の有無 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法

九 の入居者の数及び退去者の数 合にあっては、当該登録の更新の申請の日前、法第五条第二項の登録の更新を申請する場 一年間におけるサービス付き高齢者向け住宅

「高齢者居宅生活支援施設」という。)の名活支援事業の用に供するための施設(以下 該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当 位置及び種類

の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一 規定する介護予防特定施設入居者生活介護の 第八条第十一項に規定する特定施設入居者生 項の指定を受けている場合にあっては、そ 二第一項の指定又は同法第八条の二第九項に 活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十 一条第一項の指定、同法第八条第二十一項に 登録を受けようとする者が、介護保険法

十二 サービス付き高齢者向け住宅において保 健医療サービスを提供する場合にあっては、 画が定められている市町村の区域内のもので 齢者向け住宅が市町村高齢者居住安定確保計 当該サービスを提供する体制に関する事項 ある場合にあっては基本方針及び市町村高齢 登録の申請が基本方針(サービス付き高 サービス付き高齢者向け住宅の運営方針

> 保計画)に照らして適切なものである旨 の区域を除く。)内のものである場合にあっ 定められている都道府県の区域(当該市町 ては基本方針及び都道府県高齢者居住安定確 者居住安定確保計画、サービス付き高齢者 住宅が都道府県高齢者居住安定確保計画

第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労 内容に変更がないときは、申請書にその旨を記 既に都道府県知事に提出されている当該書類の う。)は、次に掲げるものとする。ただし、第 働省令で定める書類(以下「添付書類」とい 載して当該書類の添付を省略することができ 一号から第五号までに掲げる書類については、

造等を表示した書類 した各階平面図 入居契約に係る約款

2 ただし書中「都道府県知事」とあるのは、 合について準用する。この場合において、 の規定により指定登録機関が登録事務を行う場前項ただし書の規定は、法第二十八条第一項 することを証する書類 約に係る書類

五 法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合 四 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は 十六 登録を受けようとする者が営業に関し成 一 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構 十五 登録を受けようとする者 (法人である場 (登録申請書に添付する書類) 齢者生活支援サービスの提供を委託により他』 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高 員を含む。)が法第八条第一項第一号から第 年者と同一の行為能力を有しない未成年者で の事業者に行わせる場合にあっては、委託契 の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示 あることを誓約する旨 五号までに掲げる欠格要件に該当しない者で 代理人が法人である場合においては、その ある場合においては、その法定代理人(法定 要件に該当しない者であることを誓約する旨 同じ。)が法第八条第一項各号に掲げる欠格 てはその者及び使用人をいう。次号において の号において同じ。)、個人である場合におい (令第二条に規定する使用人をいう。以下こ 合においては当該法人、その役員及び使用 その他都道府県知事が必要と認める書類 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅 役

第八条 法第七条第一項第一号の国土交通省令・ て利用するため十分な面積を有する場合にあっ の他の居住の用に供する部分が高齢者が共同し 面積二十五平方メートル(居間、食堂、台所そ 厚生労働省令で定める規模は、各居住部分が床 ては、十八平方メートル)とする。

(構造及び設備の基準)

第九条 法第七条第一項第二号の国土交通省令・ が確保される場合にあっては、各居住部分が台 各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境 台所、収納設備又は浴室を備えることにより、 だし、共用部分に共同して利用するため適切な 備及び浴室を備えたものであることとする。た 居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設 厚生労働省令で定める基準は、原則として、各 収納設備又は浴室を備えたものであること

(加齢対応構造等の基準)

厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・ 備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法良(用途の変更を伴うものを含む。)により整 る構造及び設備について適用されるものであっ が適当でないと認められる加齢対応構造等であ 一号ロに規定する基準をそのまま適用すること 建築材料又は構造方法により、法第五十四条第 第五条第一項の登録が行われる場合において、 次に掲げるものとする。

- あること 床は、原則として段差のない構造のもので
- 一 居住部分内の階段の各部の寸法は、 式に適合するものであること。 次の各

T ||∨ 1 9.

 $\begin{array}{c} R / T & \\ & \\ 1 \\ & 2 \\ 2 \\ 1 \end{array}$

 $55 \bowtie T+2R \bowtie 65$

(丁及びRは、それぞれ次の数値を表すも のとする。以下同じ。

- けあげの寸法(単位 踏面の寸法(単位 センチメートル) センチメート
- 三 主たる共用の階段の各部の寸法は、 式に適合するものであること。 T ||V 2 4 次の各
- $55 \stackrel{||}{||} T + 2R \stackrel{||}{||} 65$
- すりを設けること。 便所、浴室及び居住部分内の階段には、 手

- 五. める基準に適合すること。 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定
- (状況把握サービス及び生活相談サービスの基
- |第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省 令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる ものとする。
- 則として、夜間を除き、サービス付き高齢者次のイ及び口に掲げる者のいずれかが、原 くは近接する土地に存する建物に常駐し、状 向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若し 況把握サービス及び生活相談サービスを提供

四十一条第一項に規定する指定居宅サービ あっては、当該サービスに従事する者 社会医療法人が提供する場合に限る。)に あっては、医療法(昭和二十三年法律第二 相談サービスを提供する場合(医療法人に 託を受けて状況把握サービス若しくは生活 ス事業者、同法第四十二条の二第一項に規 百五号)第四十二条の二第一項に規定する る場合又は登録を受けようとする者から委 援事業者が、登録を受けようとする者であ 五十八条第一項に規定する指定介護予防支 密着型介護予防サービス事業者又は同法第 第五十四条の二第一項に規定する指定地域 定する指定介護予防サービス事業者、同法 護支援事業者、同法第五十三条第一項に規 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介 定する指定地域密着型サービス事業者、 医療法人、社会福祉法人、介護保険法第 同

- 四年厚生労働省令第二十五号)附則第二条 施行規則の一部を改正する省令(平成二十 号)第二十二条の二十三第一項の介護職員 施行規則(平成十一年厚生省令第三十六 の規定により介護職員初任者研修課程を修 令 (平成十年政令第四百十二号) 第三条第 初任者研修課程を修了した介護保険法施行 に規定する介護支援専門員又は介護保険法 士、社会福祉士、介護保険法第七条第五項 は、医師、看護師、准看護師、介護福祉 了した者とみなされる者を含む。) 項第一号の養成研修修了者(介護保険法 イに規定する場合以外の場合にあって
- 以上、提供すること。の訪問その他の適切な方法により、 前号の状況把握サービスを、各居住部分へ 毎日 三回

- 三 第一号の規定により同号イ及びロに掲げる 問を希望する旨の申出があったときは、前号 者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅 ること。 る場合において、入居者から居住部分への訪 の敷地に近接する土地に存する建物に常駐す に規定する方法を当該居住部分への訪問とす
- 兀 関し必要に応じて通報する装置を設置して状 地に存する建物に常駐していない時間におい 又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土 ずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地 況把握サービスを提供すること。 ては、各居住部分に、入居者の心身の状況に 少なくとも第一号イ及び口に掲げる者のい
- 高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接 合に限る。)にあっては、同号から前号まで 地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する ずれかが、サービス付き高齢者向け住宅の敷 障がない場合(同号イ及びロに掲げる者のい 駐しないこととしても当該入居者の処遇に支 びロに掲げる者のいずれかが、サービス付き いう。)その他の事情を勘案し、第一号イ及 険法第二条第一項に規定する要介護状態等を の規定にかかわらず、次のいずれかに該当す 土地に存する建物に常駐しないことについ し、若しくは近接する土地に存する建物に常 ること。 て、あらかじめ、当該入居者の承諾を得た場 入居者の健康状態、要介護状態等(介護保
- イ 第一号から前号までの基準に該当するこ
- 口 ービス及び生活相談サービスを提供するこ が、次に掲げるところにより、状況把握サ 第一号イ及びロに掲げる者のいずれ
- 当該居住部分への訪問とすること。 があったときは、同号に規定する方法を ら居住部分への訪問を希望する旨の申出 従い、提供すること。ただし、入居者か 状況把握サービスを、第二号の規定に
- 関し必要に応じて通報する装置を設置し て状況把握サービスを提供すること。 各居住部分に、入居者の心身の状況に
- 話その他の適切な方法により提供するこ 夜間を除き、生活相談サービスを、電

- (家賃等の前払金の返還方法)
- |第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省 令・厚生労働省令で定める一定の期間は、 掲げるものとする。
- 一 入居者の入居後、法第七条第一項第六号ニ 終了した場合(前号の場合を除く。)にあっ に契約が解除され、又は入居者の死亡により た入居者が入居する期間が経過するまでの間 の家賃等の前払金の算定の基礎として想定し ては、当該期間

終了した場合にあっては、三月

に契約が解除され、又は入居者の死亡により

入居者の入居後、三月が経過するまでの間

生労働省令で定める方法は、次に掲げるものと 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚

2

- 入居者の死亡により終了した日までの日数を 入居の日から起算して契約が解除され、又は 賃等」という。) の月額を三十で除した額に、 乗じる方法 六条第一項第十二号の家賃等(以下単に「家 前項第一号に掲げる場合にあっては、法第
- 控除する方法 た家賃等の金額を、家賃等の前払金の額から た日以降の期間につき日割計算により算出し が解除され、又は入居者の死亡により終了し 前項第二号に掲げる場合にあっては、契約
- 生労働省令で定める理由) (法第七条第一項第六号への国土交通省令・厚
- 第十三条 法第七条第一項第六号への国土交通省 居契約の解約について合意した場合は、この ものとする。ただし、当該理由が生じた後に、 令・厚生労働省令で定める理由は、次に掲げる 入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入 りでない。
- 一 入居者の心身の状況の変化一 入居者の病院への入院
- 第十四条 法第七条第一項第八号の必要な保全措 保証その他の国土交通大臣及び厚生労働大臣が 置は、家賃等の前払金に係る債務の銀行による (必要な保全措置)
- (都道府県高齢者居住安定確保計画で定める事

定める措置とする。

第十五条 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労 働大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居住 安定確保計画が定められている市町村の区域以

域について、都道府県高齢者居住安定確保計画保計画が定められている市町村の区域以外の区 延長することができる。 が定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確 る基準を強化し、又は緩和することができる。 保計画で、第八条から第十一条までの規定によ 外の区域について、都道府県高齢者居住安定確 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣 第十二条第一項第一号の規定による期間を

第十五条の二 市町村は、国土交通大臣及び厚生 住安定確保計画で、第八条から第十一条までの労働大臣が定める基準に従い、市町村高齢者居 規定による基準を強化し、又は緩和することが (市町村高齢者居住安定確保計画で定める事項)

間を延長することができる。計画で、第十二条第一項第一号の規定による期定める基準に従い、市町村高齢者居住安定確保定める基準に従い、市町村は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が

宅事業を適正に行うことができない者) (心身の故障によりサービス付き高齢者向け住

第十五条の三 法第八条第一項第五号の国土交通 を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者とす の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業 省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能

(登録事項等の変更の届出)

第十六条 法第九条第一項の規定による変更の届 出書により行うものとする。 出は、別記様式第二号による登録事項等変更届

項が変更されたものとする。 令で定める書類は、添付書類のうちその記載事 法第九条第二項の国土交通省令・厚生労働省

継した者が法第十一条第三項の規定による届出第十七条 前条の規定は、登録事業者の地位を承 て準用する法第九条第二項」と読み替えるもの 第二項」とあるのは「法第十一条第四項におい 第十一条第三項」と、前条第二項中「法第九条 条第一項中「法第九条第一項」とあるのは「法 をする場合に準用する。この場合において、前

(誇大広告の禁止)

第十八条 法第十五条の国土交通省令・厚生労働 の内容その他の登録事項及び添付書類の記載事 省令で定める事項は、高齢者生活支援サービス 項とする。

(登録事項の公示方法)

第十九条 法第十六条の規定による公示は、イン 示することにより行うものとする。 (契約締結前の書面の交付及び説明)

生労働省令で定める事項は、次に掲げるものと第二十条 法第十七条第一項の国土交通省令・厚

入居契約が賃貸借契約でない場合にあって その旨

入居契約の内容に関する事項

五第一項に規定する介護サービス情報 合にあっては、介護保険法第百十五条の三十 登録事業者が第六条第十一号に該当する場

家賃等の前払金の返還債務が消滅するまで

Ŧi. る家賃等の前払金の返還額の推移 又は入居者の死亡により終了した場合におけ 前号の期間中において、契約が解除され、

術を利用する方法) (契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技

第二十条の二 法第十七条第二項の国土交通省 令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる ものとする。

電子情報処理組織を使用する方法のうち次

おいて同じ。) に記録する方法 登録住宅に入居しようとする者の使用に係 電子計算機とを接続する電気通信回線を通 録住宅に入居しようとする者の使用に係る に供されるファイルをいう。以下この条に る電子計算機に備えられた受信者ファイル じて書面に記載すべき事項(以下この条に (専ら登録住宅に入居しようとする者の用 登録事業者の使用に係る電子計算機と登 いて「記載事項」という。)を送信し、

うとする者の閲覧に供し、登録住宅に入居 る者の受信者ファイルに当該記載事項を記 備えられた当該登録住宅に入居しようとす 電気通信回線を通じて登録住宅に入居しよ えられたファイルに記録された記載事項を しようとする者の使用に係る電子計算機に 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

居しようとする者の閲覧に供する方法 事項を電気通信回線を通じて登録住宅に入 えられた受信者ファイルに記録された記載 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

> 二 電磁的記錄媒体(電子的方式、磁気的方式 製するファイルに記載事項を記録したものを る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調 算機による情報処理の用に供されるものに係 きない方式で作られる記録であって、電子計 その他人の知覚によっては認識することがで 交付する方法

2 適合するものでなければならない。 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に

作成できるものであること。 アイルへの記録を出力することにより書面を 登録住宅に入居しようとする者が受信者フ

載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機 覧していたことを確認したときはこの限りで 宅に入居しようとする者が当該記載事項を閲 し通知するものであること。ただし、登録住 した旨を登録住宅に入居しようとする者に対 に備えられたファイルに記録する旨又は記録 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記

載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機 項を閲覧していたことを確認したときはこの 登録住宅に入居しようとする者が当該記載事 者に対し通知するものであること。ただし、 は記録した旨を登録住宅に入居しようとする に備えられた受信者ファイルに記録する旨又 限りでない。 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、記

種類及び内容) (契約締結前の書面の交付に係る電磁的方法の

第二十条の三 令第三条第一項の規定により示す 事項とする。 べき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる

業者が使用するもの 前条第一項各号に掲げる方法のうち登録

(契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技 二 ファイルへの記録の方式

術を利用した承諾の取得)

第二十条の四 令第三条第一項の国土交通省令・ 厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるもの

2

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

係る電子計算機から電気通信回線を通じて 三条第一項の承諾又は同条第二項の申出 登録事業者の使用に係る電子計算機に令第 登録住宅に入居しようとする者の使用に

> られたファイルに記録する方法 をする旨を送信し、当該電子計算機に備え (以下この項において「承諾等」という。)

えられたファイルに記録された前条に規定 れたファイルに承諾等をする旨を記録する 者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えら 回線を通じて登録住宅に入居しようとする する電磁的方法の種類及び内容を電気通信 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイル に承諾等をする旨を記録したものを交付する

2 することができるものでなければならない。 (帳簿) イルへの記録を出力することにより書面を作成 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファ

第二十一条 法第十九条の国土交通省令・厚生労

働省令で定める事項は、次に掲げるものとす

登録住宅の修繕及び改修の実施状況

三 入居者に提供した高齢者生活支援サー 入居者からの金銭の受領の記録 -ビス

四 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行っ 際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得 た場合にあっては、その態様及び時間、その

五 入居者に提供した高齢者生活支援サービス 者に事故が発生した場合にあっては、その に係る入居者及びその家族からの苦情の内容 高齢者生活支援サービスの提供により入居

t 業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに委 の事業者に行わせる場合にあっては、当該事 齢者生活支援サービスの提供を委託により他 況及び事故に際して採った処置の内容 託に係る契約事項及び業務の実施状況 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高

その他の機器を用いて明確に紙面に表示される られたファイル又は電磁的記録媒体に記録さ に代えることができる。 ときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿 れ、必要に応じ登録事業者において電子計算機 (次項において単に「帳簿」という。) への記載 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備え

3 が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体 登録事業者は、帳簿(前項の規定による記録 3

るものとし、閉鎖後二年間保存しなければなら を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖す

(登録事業者の遵守すべき事項)

き事項は、次に掲げるものとする。 法第二十条の登録事業者の遵守すべ

付して説明すること。ただし、軽微な変更に 類の記載事項に変更があったときは、入居者 定める表示についての方法を遵守すること。 あっては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が ついては、この限りでない。 に対し、その変更の内容を記載した書面を交 登録事項に変更があったとき、又は添付書 登録事業の業務に関して広告をする場合に

この場合において、当該登録事業者は、当該書 法」という。)により提供することができる。 他の情報通信の技術を利用する方法であって次 う。) を電子情報処理組織を使用する方法その き事項(以下この条において「記載事項」とい り、入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべ の交付に代えて、第四項で定めるところによ 面を交付したものとみなす。 に掲げるもの(以下この条において「電磁的方 登録事業者は、前項第二号の規定による書面 4

に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうち次

同じ。) に記録する方法 れるファイルをいう。以下この条において た受信者ファイル(専ら入居者の用に供さ 電気通信回線を通じて記載事項を送信し、 居者の使用に係る電子計算機とを接続する 入居者の使用に係る電子計算機に備えられ 登録事業者の使用に係る電子計算機と入

る方法

られた当該入居者の受信者ファイルに当該 電気通信回線を通じて入居者の閲覧に供 えられたファイルに記録された記載事項を 記載事項を記録する方法 し、入居者の使用に係る電子計算機に備え 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

事項を電気通信回線を通じて入居者の閲覧 えられた受信者ファイルに記録された記載 に供する方法 登録事業者の使用に係る電子計算機に備 5

適合するものでなければならない 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に に記載事項を記録したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもって調製するファイル 6

が使用するもの

第二項各号に掲げる方法のうち登録事業者

ることにより書面を作成できるものであるこ 入居者が受信者ファイルへの記録を出力す

載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機 ていたことを確認したときはこの限りではな と。ただし、入居者が当該記載事項を閲覧し した旨を入居者に対し通知するものであるこ に備えられたファイルに記録する旨又は記録 前項第一号ロに掲げる方法にあっては、記

閲覧していたことを確認したときはこの限り あること。ただし、入居者が当該記載事項を 載事項を登録事業者の使用に係る電子計算機 は記録した旨を入居者に対し通知するもので に備えられた受信者ファイルに記録する旨又 前項第一号ハに掲げる方法にあっては、

入居者に対し、その用いる電磁的方法の種類及 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該 方法であって次に掲げるものによる承諾を得な 用する方法その他の情報通信の技術を利用する び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使 登録事業者は、第二項の規定により記載事項 ればならない。

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ 電子計算機に備えられたファイルに記録す 電子計算機に承諾をする旨を送信し、当該 通信回線を通じて登録事業者の使用に係る 入居者の使用に係る電子計算機から電気

電磁的記録媒体をもって調製するファイル 定する電磁的方法の種類及び内容を電気通 えられたファイルに記録された第六項に規 する旨を記録する方法 電子計算機に備えられたファイルに承諾を 信回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

に承諾をする旨を記録したものを交付する

することができるものでなければならない。 類及び内容は、次に掲げる事項とする。 イルへの記録を出力することにより書面を作成 第四項の規定により示すべき電磁的方法の種 前項各号に掲げる方法は、登録事業者がファ

7 二 ファイルへの記録の方式

再び同項の承諾を得た場合は、この限りでなない。ただし、当該申出の後に当該入居者から きは、当該電磁的方法による提供をしてはなら 方法による提供を受けない旨の申出があったと を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 っても、入居者から書面又は電子情報処理組織 する方法であって次に掲げるものにより電磁的 登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であ

又は口に掲げるもの 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ

電子計算機に申出をする旨を送信し、当該通信回線を通じて登録事業者の使用に係る る方法 電子計算機に備えられたファイルに記録す 入居者の使用に係る電子計算機から電気

る旨を記録する方法 えられたファイルに記録された前項に規定 子計算機に備えられたファイルに申出をす 回線を通じて入居者の閲覧に供し、当該電 する電磁的方法の種類及び内容を電気通信 登録事業者の使用に係る電子計算機に備

方法 に申出をする旨を記録したものを交付する 電磁的記録媒体をもって調製するファイル

8 いて準用する 第五項の規定は、 前項各号に掲げる方法につ

第二十三条 法第二十七条第一項の規定による公 中核市(以下「指定都市等」という。))の公報項の中核市においては、それぞれ指定都市又は指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の計量がある。 (公告の方法) によるものとする。 2

第二十四条 都道府県知事は、法第二十八条第三 する場合にあっては、次に掲げる事項を行わな 項に規定する場合及び法第三十九条第一項の規 ければならない。 定により行っている登録事務を行わないことと (都道府県知事による登録事務の引継ぎ)

録機関に引き継ぐこと。 登録簿及び登録事務に関する書類を指定登 登録事務を指定登録機関に引き継ぐこと。

ができない者) 三 その他都道府県知事が必要と認める事項 、心身の故障により登録事務を適正に行うこと

第二十四条の二 省令・厚生労働省令で定める者は、 法第二十九条第五号の国土交通 精神の機能

第二十五条 とができない者とする。 の障害により登録事務を適正に行うに当たって (登録事務規程の記載事項) 必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこ

令・厚生労働省令で定める事項は、 ものとする。 法第三十三条第二項の国土交通省 次に掲げる

登録事務を行う事務所に関する事項 登録事務を行う時間及び休日に関する事項

手数料の収納の方法に関する事項 登録事務の実施の方法に関する事項

登録の結果の通知に関する事項

類の管理に関する事項 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書

七 その他登録事務の実施に関し必要な事項 (帳簿)

第二十六条 法第三十四条第一項の登録事務に関 るものは、次に掲げるものとする。 する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定め 及び住所 登録の申請をした者の商号、名称又は氏名

二 登録の申請に係るサービス付き高齢者向け 住宅の位置

登録の申請を受けた年月日 登録又は拒否の別

五四 拒否の場合には、その理

登録を行った年月日

登録の内容

その他登録事務に関し必要な事項

られたファイル又は電磁的記録媒体に記録さ 項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。) るときは、当該記録をもって法第三十四条第一 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され れ、必要に応じ指定登録機関において電子計算 への記載に代えることができる。 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備え

3 で保存しなければならない。 体を含む。) を、登録事務の全部を廃止するま 録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒 指定登録機関は、帳簿(前項の規定による記

(書類の保存)

第二十七条 法第三十四条第二項の登録事務に関 する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定め るものは、次に掲げるものとする。 登録の申請に係る書類

2 機その他の機器を用いて明確に紙面に表示され れ、必要に応じ指定登録機関において電子計算 られたファイル又は電磁的記録媒体に記録が 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備 の抹消の申請に係る書類 その他都道府県知事が必要と認める書類

的記録媒体を含む。)を、登録事務の全部を廃 (指定登録機関による登録事務の引継ぎ) 止するまで保存しなければならない による記録が行われた同項のファイル又は電路指定登録機関は、第一項の書類(前項の規定 ることができる。

3

るときは、当該記録をもって同項の書類に代え

第二十八条 指定登録機関は、法第三十九条第三

三 その他都道府県知事が必要と認める事項 類を都道府県知事に引き継ぐこと。 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書 登録事務を都道府県知事に引き継ぐこと。 こととする場合を除く。)にあっては、次に掲項の規定により行っている登録事務を行わない 項に規定する場合(都道府県知事が、同条第一

げる事項を行わなければならない。

第二十九条 この省令中都道府県知事の権限に属 都市等の長が行うものとする。この場合においする事務は、指定都市等においては、当該指定 市等の長に適用があるものとする。 は、指定都市等の長に関する規定として指定都 ては、この省令中都道府県知事に関する規定 (大都市等の特例)

				- "	し昇	,		
別記様が	8-9	第四条関係	-			ės.	Я	8
21	経済形 定都か 性かの	の長一般						
19	esevo;	. /			XII主 商	申請者住う たる事務所の 号、名称 は氏名		
		9-1	ごス付きる	C89 65 (4) (7)	17七年東北部中2	18		
		の安定機保に			1項の規定に基	うき、サービ	4付き高	20
2. 国土 厚生労 により 記載す	交通者・日 陶者・日 同項第1 ること。	厚生労働省 土交通省令	関係共動 第2号、5 までに掲	者の居住の I下「施行さ げる書類の	氏名も記載する /女定線写に関す 現的 という。)! 命付を省略する!	る法律施行規 第7条第1項た1	どし書の	5
	DK9	DRW.		(体的の単				-
66		(ふりがな)		10001-2				-
760	地	(住居食业)						
利用交	直行政	□1. 竜京 □2. その		16	駅から	7	97))	
住宅に 種原	関する	□1. 所作 期間	# G	2. 貸債権 日から	□3. 使用疑 年 月			
地設に	関する	□1. 所作 料別	₩ D:	上質情報 日から	□1. REPORT 4. A			
100.55								

		集を行う者
法人・個人の 別	□法人 □倒	i.k.
商号、名称	(ふりがな)	
叉は氏名		
住所(値人にあっ	(郵便备号)
ては主たる事		
務所の所在 地) 住人の役員		電話番号
彼人の役員	900 1 4	のとおり
	(ふりがな)	
彼家代理人	商号、名称又は氏	4
(未成年の個	住 所(法人にあっては	(郵便备号)
人である場合)	主たる事務所の	
	所在地)	電話部分
	法人の役員	別能なのとおり
誓約孝項	に「シーマータン ・ファーマータン ・ファーターフェース ・ファーターフェース ・ファーターファース ・ファータース ・ファース ・	とするが成人である場合においては親別人、その様と では、対象を関係しています。 では、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対

	る者がある。 九 暴力団員: 参登録を受け上 ない未成年者 以下について! クを入れるニ	らの 等がその事 うとする者 である場合 象認し、終 と、	業活動を支配 が営業に関し にあっては、 当する場合は	から五までのいず。 する者 成年者と同一の行う 当該者の改定代理人 チェックボックス。 はずる欠格要件に該り	も能力を有し については、 こ「レ」マー
3. サービス付き	英龄者向订住宅律	薬を行う	香の事務所		
事務所の名称	(ふりがな)				
事務所の所在 納	(解保备号)		
				電話番号	
	英齢者向け住宅の		支充びに構造	見び政備	
住宅开数	至錄申請対象下!	K			
居住部分の 規模	(最小) (最大)		2	辞継については、 り	別部3のとお
構造及び設備	共同利用設備	口わり	ロなし	1	
	構造		è	階数	地址
増工の年月	4		· 後 日	階数	粉律
		か 分している を備えてい	6	粉散	陸車
後工の年月 加齢対応構造 等	年 □登録基準に通 □エレベーター: □型念通報装置	かしている を備えてい を備えてい	6 6	階数	
後工の年月 加齢対応構造 等	年 □型録基準に適 □エレバーター: □型急通報装置 高齢者向け住宅が	かしている を備えてい を備えてい	6 6		
接工の年月 加齢対応構造 等 5. サービス付き する前である場	年 □型録基準に適 □エレバーター: □型急通報装置 高齢者向け住宅が	かしている を備えてい を備えてい	日 る 、 入居者資格		
接工の年月 加齢対応構造 等 5. サービス付き する前である場	年 □世録基準に通 □エレベーター: □型急通報装置: 高齢者向け住宅の 合)	合している を備えてい を備えてい の入居契約 口その	日 - 6 - 6 - 人居者資格 他		
竣工の年月 加齢対応構造 等 5. サービス付き する前である場 入器契約の事業 5. 大器契約の事業 6. 大器をある 7. 人器をある 7. 人器をある 7. 人器をある。 7. 人間をある。 7. 人はも、7. 人はも、7	年 □ 世界基準に通 □ エレバーター・ 一型を通過発展 再齢者向け在宅か 合) □ 賃貸借契約 □ は第12条の援 次の① スは無 が、の② スは無 が、の② スは無 はる必ず して高齢者と して高齢な必ず に高齢な必ず である。 である。 では、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	会している を備えてい を備えてい う人居契約 口その 可を受けて に放当す。 に対当者 仮 が よ に が よ に が に が に が に が に が に が に が に	日 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	及び人臣開始時期(し上の現族/要介護の はなり、 はは受力選のとなった。 はなり、 はなりななりなななななななななななななななななななななななななななななななな	居住の用に供 窓定又は要文 こより回居さ
竣工の年月 加齢対応構造 等 5. サービス付き する前である場 入器契約の事業 5. 大器契約の事業 6. 大器をある 7. 人器をある 7. 人器をある 7. 人器をある。 7. 人間をある。 7. 人はも、7. 人はも、7	年 □ 世級基準に通 □ エレバーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	会している を備えてい を備えてい う人居契約 口その 可を受けて に放当す。 に対当者 仮 が よ に が よ に が に が に が に が に が に が に が に	日 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	及び人臣開始時期(し上の現族/要介護の はなり、 はは受力選のとなった。 はなり、 はなりななりなななななななななななななななななななななななななななななななな	居住の用に供 窓定又は要文 こより回居さ

サービス付き分受領する金銭		セにおいて提供される)	4 数 者 生活	女授サーヒ	(ス及び)	LEE
	チーピスの 種類	提供形態		提供の		
	状况把握 生活相談	日前も日東統		80	P	野棚につ
车前老车还全	食事の提供	□自ら□委託□提供し	80	Pl	10.2	
後サービス	入俗等の介 護	□自ら□委託□提供に	des-	80	Pi	11, 3118
	調理等の定 事	□自ら□委託□授件に	80	В	4 の とお	
	健康の維持 増高	□自ら□委託□授件に		80	P	ь
	その他	口自ら口委託口提供し	200	89	Pl	
で谷の軽草部	(最低)的	PI	6W-1	OP(8)13	ilitan E	ec in
L M - M M - M	(最高)的	四	E/-	177389143	SELECT C.	22.7
は益費の概算	(最低)的	Pl				
6	(最高)的	Pl				
収金の概算額	(最低)的	PI	29			
(全の教育期	(最高)的	PI	(N)	Я:	o .	
K道光熱費の K払方法						
引払金板の有 fi	0.89	□なし				
と質等の前払 との概算額	(基低)的	П	(最高)8	b		R
2質等の前払	宋景					
eの算定の基 意	サービス提供の対価					
直理額の算定 が法						
私会の保全	□銀行による	優務の保証		社等により	5元本榜	てんズ
計画の内容	口外的水果板	11.1.6保証保険	は保託 口その他)
	に「レ」マー □登録を申請 に適合する 一 入居気 イ 書頭 の他人 記録で	は下について確認し クを入れること。 クを入れること。 けるサービス付き高齢 ことを譬的します。 的が次に掲げる基準に (その作成に代えて報題 あって、電子計算機に)を作成する場合におけ	者向け住1 適合する5 計的記録(ま すること) よる情報(日事業が、 別的である 部子的方式 ができない 5種の用に	大に掲げ こと。 、磁気的 方式で作 供される	る基準 方式そ もれを

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □開接する土地
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地
		□同一の建築物内 □同一の敷地内 □隣接する土地

事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在 地	(郵便番号)
	電話番号
連携又は協力 の内容	
10. 保健医療サ	-ビスを提供する体制に関する事項
保健医療サーヒ 事項	(スを提供する体制に関する)
业保健医療+-	ービスを提供する場合に限り記入すること。

0 R & B (0.576/0)
####
が新年期が開発して設定しますでの有力で変数(こことを使えるからいされ、このが成立のからしまから、との情報とごの情報ので記録するものできた。 1 年間ののでは、まから、お客でのでは、このできまり、「お客でのではないではないでは、このできまり、「本客でのでは、このできまり、「本客でのでは、「本客でいないでは、「本客でいないないでは、「本客でいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな

88768	□ 365日 □ 次の9		; è⊯<()	
	日中	Г	10	Я	~	10	9	人員	-)
名配する時間	上記以外の時間		10	57	~	10	9	人員	,
製的事項	に「レ」・ 口能行規	マー 別第 × む!	, 以下につい ケを入れる 11条第5号 提供する場 します。	こと。 の規定に	100	RES	#-E2	及び生活	inz
毎日1回以上の								96 13	R
状況把握サー ビスの提供方 法	□ 12.	ne	ら居住部分へ 居住部分へ 5土地に営	の数間			経の申出	iii bot	特 6
	野はお間	90	駐する日		RP .	n	~	19	- 5
型名通照十一	26 Intellig	Ł	記以外の日	0	24時間				
ビスの内容	通報方法								
	通報先			老鲜为	56-69	ett	の到着子	定時間	5
聚急時における対応の内容									
生活相談サービスの内容	授供日		365 日 365	5 0	その	£()
	提供時間	Г			iş.	9	~	10	- 5
ナービス提供 の対価(概算	月報	•	83	Pl		金の			
の対策(無 額)	前払金		83	B	算定	方法			
信号									
- 食事の提供サー									
長年形態	□サービ:	x+1: 5	*AREA	け住宅券	供水平	4110	>提供す	8	
	(ふりがな	Δ.							
65. 55	(A-92-12	_							

委託する場合の委託を	住 所に あっては主 たる事務所 の所在地)	(解保备)	,)	电场值	19		
093080	住 所 (法人に あっては本 業務所の所 在地)	(解保备)	})	電話者	19		
	事提供を行 場所	口食室	D4	5居住部5) DE	70他()
		提供日	□365 t	対応	口その他	()
		P198	食品	DX84	5年番択	□次の食	多过提供	しない()
	提供方法	間性等	口解Я	で開想	口配弁サー	ピスを利	Ø □€)
		入臣者の	姓來代	Bに合わす	た皮事材	¢.		日本報報	
		入臣者の	姓來代1	#に合わt	とた各居室	への配食	HC.	□応報器 □対応な	
+	ービス提供	月期後	an .	Pl	PIR	朝食 夕食	P	星食	3
の額	対価(概算	部社会	80	В	前払金 の算定 方法				
框	9								

	提供形態	□サービス付きぎ □要託する	部を向け住宅長	供事業者が自ら提供する	
120.69	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
- の場合の委託を	住 所 (法人に主 たる事務の の所存款)	(郵便各号)	電話番号	

	住所 (法人に あっては本 業務に係る	(#(%))	9)		
	東西に知る 事業所の所 在地)				电新香号	
		提供日	□365日対応	口その他()
提供方法		rine	□入浴介護	□排せつ介護	口食事介護	
		17169	口その他()
サービス技	ービス提供 対価(概算	月額	n n	前払金の		
100		前払金	n n	算定方法		
s	9					
J	現焦、改謀、非		事サービスの内			
	長休形態	□サービ □要託す		1住它提供事業	者が自ら提供する	
	商号、名称 又は氏名	(2002)	(a)			
節の4次数	住 所 (法人に あっては主 たる事務所	(郵便备)	9)		
8	たら事務所 の所在地)			1	自新掛号	
0,000,00	住 人に本 東側に係る 事業所の所	(郵便各	9)		
Ш	在地				电新香号	
		提供日	□365日対応	0,000)
	提供方法	POR	□御性	□洗濯	DMR	
			口その他()
+	ービス提供 対価(概算	月額	in Pi	前払金の		
\$50		前払金	an Pi	算定方法		

信	49						
5. 1	建築の維持性の	サービス	の内容(鉄当する	特合のみ)		Ī	
Г	提供形態	日本記す		1住宅提供事	業者が自ら提供する		
Г	前号、名称	(ふりが)	2)				
	又は氏名						
	住所(油人に	(教徒各)	,)			
Ŧ	(佐人に						
9	たる事務所						
	の所在地)				電話番号	_	
	住所(油人に	(郵便長)	,)			
光	あっては本						
	業務に係る 事業所の所						
	事業所の所 在納)				家族多年		
Г		提供日	口網目別位	o čint			
	#E 60 - 4 - 10		DERNIS D	自圧製の割り	C CREWN	7	
	提供方法	171794					
		750	口その他()	
サの	ービス提供 対価(概算	月額	in Pi	前払金の			
额		例私金	in P	算定方法			
信	9						
L		d as anotherin	健当する場合の				
Ë					事者が自ら提供する	-	
l	提供形態	口表記す					
ø	前号、名称	(ふりがた	2)				
	同号、条件 又は氏名					1	
する場	A 10"	CREATE OF STREET				_	
	住所(後人に	(教授各)	,)			
0.8	あっては主						
8	たる事務所 の所在納)				家新香作		
re.	17.00年(20)				电胡香节		

	任 人に 人に 大は本 業務所の所 存地	(解検告:	,	,	電話番号			
	提供方法	提供日	口細田神宗	□ (°	3			
		re						
トービス提供 つ対価(概算 D)		月額	in Pi	前払金の 算定方法				
		明乱会:	in P					
	対応 発力計							
項目						政当		
2要事項を記載した書面のひな形を公開する						Offic Doug		
L居及び退出の条件を書面に記載する						□dv □vvk		
LE者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する						Otto Servi		
Ų Š	Otto Ovox							
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関し て、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う								
L居者のプライバシーの確保について、職員に同知する						□div □vvk		
、 居者に与えた損害を助賞するための指置を講じる						Otto Servi		
L居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する						Offic Doug		
Pービス付き高齢者向け住宅への入限及びサービス付き高齢者向け住宅に Sいて提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行す Sことができる						Othy Only		

L語者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	Offic Doug
地域社会との交流及び連携を図る	Offic Doug
(客に対応するための任能みを整備する)	Offic Doug
8位の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	0110 5000
8染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	Offic Doug
L房者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居りの家族に連絡する仕組みを整備する。	Offic Doug
L語者間の交流の長速を図る	Offic Doug
登事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される脳趾サービ <と、それ以外の者から提供される脳趾サービスを明確に区分する	0110 5000
し居者が希望する場合には、分護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する任能みを整備する。	Offin Doug
E本理念及び基本力針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に開始 F ら	0110 5000
員員の教育及び研修に関する計画を策定する	Offin Doug
執 員に対して、認知底に関する研修を行う	0110 5000
最長を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	Offic Doug
- ービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要 #韓置を講じる	0110 5000



|別記様式第二号(第十六条関係)

除目

- 成二十三年十月二十日)から施行する。 る法律等の一部を改正する法律の施行の日(平この省令は、高齢者の居住の安定確保に関す
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令

省·国土交通省令第一号)附则(平成二四年三月二三日厚生労働

附 則 (平式二四年三月三〇日享生労働 る。) は、平成二十五年四月一日から施行する。 法律施行規則第十一条第一号ロの改正規定に限生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関するする。ただし、第二条の規定(国土交通省・厚する。ただし、第二条の規定(国土交通省・厚する。

省·国土交通省令第三号) 附 則 (平成二四年三月三〇日厚生労働

(施行期日)

(経過措置)

省·国土交通省令第一号) 附 則 (平成二七年三月二七日厚生労働

する。(この省令は、平成二十七年四月一日から施行(施行期日)

ている者の当該登録又は当該申請に係る同法第いる者又は同法第六条第一項の登録の申請をして、 この省令の施行の際現に高齢者の居住の安定(経過措置)

七条第一項第五号に規定する基準については、

お従前の例による。
お従前の例による。
第二条の規定による改正後の国土交通省・厚生第二条の規定による改正後の国土交通省・厚生第二条の規定にかかわらず、なおお従前の例による。

3

省·国土交通省令第一号)

(平成二八年三月三一日厚生労働

る。

「の者令は、地域における医療及び介護の総のの者(平成二十八年四月一日)から施行すた関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行すた。

省·国土交通省令第二号)附則 (平成二八年四月二〇日厚生労働)

附 則 (平成二八年八月一九日厚生労働この省令は、公布の日から施行する。

省·国土交通省令第三号)

行する。

「行する。

省·国土交通省令第二号)附則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働

a。 この省令は、平成三十年四月一日から施行す

(平成三〇年六月一日厚生労働

附 則 (令和元年一一月一日厚生労働この省令は、公布の日から施行する。省・国土交通省令第三号)

(施行期日) 省·国土交通省令第四号) 附 則 (令和元年一一月一日厚生学)

3

申

(経過措置)
(経過措置)
(経過措置)
(経過措置の適正化等を図るための関係法律の整係る措置の適正化等を図るための関係法律の整係る措置の適正化等を図るための関係法律の整係の措置の適正化等を図るための関係法律の整備の関係法律の関係法律の関係法律の関係と

2 この省令の施行の日前にされた高齢者の居住 この省令の施行の日前にされた高齢者の居住のこれらの処分がされていないものについても前であって、この省令の施行の際、登録をすりまであって、この省令の施行の関 にされた高齢者の居住 この省令の施行の日前にされた高齢者の居住

省·国土交通省令第二号) 附 則 (令和二年一二月二三日厚生労働

る。 この省令は、令和三年一月一日から施行す(施行期日)

1

取り繕って使用することができる。 改正前の様式による用紙は、当分の間、これを 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による (経過措置)

省·国土交通省令第一号) 例 則 (令和四年四月二七日厚生労働

1 この省令は、デジ (施行期日)

する。

「この省令は、デジタル社会の形成を図るためて、この省令は、デジタル社会の形成を図るため

(経過措置)

れを使用することができる。 改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこ改正前の様式による申請書は、この省令による

省·国土交通省令第二号) 附 則 (令和四年七月二〇日厚生労働

(施行期日)

る。 この省令は、令和四年九月一日から施行す

(経過措置)

2 この省令の施行の日前にされた高齢者の居住 2 この省令の施行の日前にされた高齢者の居住 (同条第二項の登録の更新を含む。以下この項において同じ。)の申請であって、この省令のにおいて同じ。)の申請であって、この省令の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分についていないものについてのという。

オーリー (含りに) これでは、なお従前の例による。この省令の施行の際現に提出されている登録

省·国土交通省令第一号) 附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働)

この省令は、公布の日から施行する。